

電波監理審議会（第918回）議事要旨

1 日 時

平成19年5月16日（水）15:00～16:09

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、小舘 香椎子

(2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

(3) 幹事

三井 一幸（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

森総合通信基盤局長、河内電波部長 他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則及び無線従事者規則の一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（19. 3. 14諮問第8号及び第9号）

インマルサットAのサービスの廃止に係る標記省令案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第425回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 電波法施行規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について

（19. 3. 14諮問第10号及び第11号）

広帯域移動無線アクセスシステムの導入、169MHz帯の補聴援助用ラジオマイクの導入及び狭帯域デジタル通信方式を利用する無線設備の技術基準適合証明等の対象局種拡大に係る標記省令案並びに周波数割当計画の一部変更案について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書（参照：第426回電波監理審議会意見の聴取意見書）及び

調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(3) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて (付議第2号)

平成19年5月16日付けで付議された、総務大臣が行った平成19年総務省告示第131号及び平成19年総務省告示第146号により告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定に係る異議申立てについて、総務省から次のとおり説明があった。また、平成19年5月1日付けで異議申立人から提出された意見書について、事務局から報告を行った。

本件は、電波法の規定により、当審議会において審理を行う必要があるため、審議した結果、本件審理を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

この件は、平成19年3月23日付けで電波監理審議会に付議した広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てと類似の案件である。さきに付議した付議第1号案件においては、平成18年中に官報告示された12件の型式処分について異議申立てが出されたところであるが、今般、新たに平成19年3月9日と平成19年3月19日付けで官報告示された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定について、その取消しを求める異議が申し立てられたものである。

まず、異議申立ての年月日については、平成19年5月1日に異議申立てがなされたものであり、異議申立人は前回の付議第1号と同様、115名である。

異議申立てに係る処分については、平成19年3月9日付け及び平成19年3月19日付けで官報で告示された型式指定の処分ということで、合計13件である。

異議申立ての趣旨及び理由は、広帯域電力線搬送通信設備が2MHz～30MHzの周波数を利用することに伴い、これまで同周波数帯を使用してアマチュア無線を行ってきた申立人らが、広帯域電力線搬送通信設備による混信や電波妨害等によってアマチュア無線を使用できなくなるおそれが極めて高くなったとして、同周波数を使用する広帯域電力線搬送通信設備について、型式指定の取消しを求めてきたものである。

申立人らの主張の概要は、アマチュア無線を従前同様行うことができる利益が、通信の自由そのものというべきものであり、法律上保護された利益であること等々である。

前回の主張と若干異なっている点が、「第6. 処分庁の教示」のところであり、前回、付議第1号のものにおいては、処分庁からの教示がなされたというような記述があったが、今回は処分庁からの教示がなされていないというものとなっている。もともと型式指定処分については、それぞれの型式指定の申請者に対して処分を行っているものであるため、これらの異議申立人に対してはこのような教示は行っていないものであり、そこは行っていないと、きちんと書かれたものとなっている。

これに基づいて、総務省で審査した結果、異議申立人の申立資格があるかどうかという点を除いて「適」としている。異議申立人の申立資格があるかどうかという点に関しては、総務省としては、電波監理審議会の審理の中で釈明を求めていきたいと考えているため、審査留保としている。

以上、異議申立ての概要を説明したが、異議申立てがなされた場合の処置ということで、電波法第85条では、「異議申立てがあったときは、総務大臣は、その異議申立てを却下する場合を除き、遅滞なく、これを電波監理審議会の議に付さなければならない」と規定していることから、電波監理審議会の議に付するものである。

(4) 無線設備規則の一部を改正する省令案について

(諮問第18号)

特別業務の局、ロケット打上げに係る無線局、人工衛星に開設するもの及びそれを遠隔操作するアマチュア局並びに臨時かつ一時の目的で開設される無線局の占有周波数帯幅の許容値を定めるための無線設備規則の一部を改正する省令案について、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手續を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

無線設備の占有周波数帯幅の許容値については、無線設備規則第6条(別表第2号)において、電波の型式の区分ごと、若しくは携帯電話やPHS等といった無線システムごとに定められている。しかしながら、例えば実験局のように、あらかじめ一律に占有周波数帯幅を決められないものについては、免許の際に個々に電波の型式に冠して占有周波数帯幅の許容値を指定するという形をとっている。

近年の電波利用の拡大に伴い、あらかじめ占有周波数帯幅を定めることが困難である無線局が新たに出現していることを踏まえ、今回、あらかじめ占有周波数帯幅を定めることができない無線局の種別について、新しい指定を行いたい。

具体的には4つの対象があり、1つは、ロケット打上げに係る無線局である。ロケット打上げのための制御等、あるいはデータの取得等に使用する無線局については、ロケットの種類によって必ずしも占有周波数帯幅が一定とはならないため、あらかじめ電波の周波数帯幅を決めることが困難である。

次に、人工衛星に開設するもの及びそれを遠隔操作するアマチュア局である。これについても、アマチュアの衛星というものが大学等でも打上げがされてきており、免許人が多様化してきているということで、また、データ伝送についてもニーズが多様化してきているということで、これについても、多様な占有周波数帯幅のものが見込まれてくるため、

例外的な扱いとしたい。

3つ目として、臨時かつ一時の目的で開設される無線局ということで、例えば国際モータースポーツ大会等で一時的に外国から持ち込まれる無線設備ということである。これについては、従来はあらかじめ指定している占有周波数帯幅に合わないものについては認められないという立場であったが、こうした大会における無線の利用が不可欠であるということであるため、これに柔軟に対応するという観点で、これについても免許の際に指定できるという形にしたい。

最後は、特別業務の局である。特別業務の局は、公共的な目的を持った無線局で、固定業務等に該当しないものであるが、こうした特別業務の局も今後多様なニーズにこたえるということで、多様な形態が出現してくることが想定されるということであるため、こうしたことにも臨機応変に対応できるよう、占有周波数帯幅を個別に定められるようにしたい。

今回は以上の4件を対象に加えるが、今後とも、こうした個別に一律に定められないものが出現するということが想定されており、こうした場合に、迅速に免許処理上対応していく必要があるということと、こうした無線局は、無線局全体の中から見ると一部の例外的なものにすぎないものであることから、今後、こうしたものが新たに出現した場合は、告示でもって指定することにした。具体的な改正の内容としては、「第1に定める電波の型式を使用する無線設備であって、総務大臣が別途に告示するものについては、第1の表に規定する値にかかわらず、別に指定する。」という形にしたい。

(5) 無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について（諮問第19号）

平成17年12月に施行されたスプリアス規定の経過措置の見直しに係る無線設備規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案について、総務省から次のとおり説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられており、意見の聴取の手續を主宰する審理官として西本修一を指名した。

○ 総務省の説明

スプリアス発射の強度の許容値については、さきの世界無線通信会議で無線通信規則（RR）が改正されたことを受け、情報通信審議会及び電波監理審議会の審議を経て平成17年12月1日にスプリアス規定の改正を行い、施行したところである。

この改正により、旧スプリアス規定による設備については、平成19年11月30日まで使用可能・免許可能であり、平成19年12月1日以降については、旧規定のスプリアスの無線設備についての免許・変更許可はできないことになっている。ただし、例外的に

平成19年11月30日以前に免許を受けた無線設備については、再免許という形で、平成34年11月30日までは免許を受けられることになっている。

同様に型式検定の合格機器についても、平成19年11月30日までが効力の期限ということで、これ以降は効力を失うことになっているところである。

しかし、現在の規定・経過措置では、平成19年11月30日以前に免許を受けた無線設備については、平成19年12月1日以降、一切の変更工事ができなくなってしまう。また、無線設備については、中古の市場あるいはリースの市場というものがあり、こういったところで無線設備の使い回しというものもあるということで、現実的には、実際に19年11月30日までに免許を受けていたものが、別の形で新たにまた使用されるというようなニーズも顕在化している。こうした事情を踏まえ、経過措置の延長を求めるといった要望を受けたところである。

今回はこの要望を踏まえ、経過措置について見直し、修正をしたいというものである。

具体的には、告示で別途定める無線設備については、平成29年11月30日まで免許並びに変更許可を受けられるという形にしたい。これについては、告示で具体的な内容を定めているが、告示の内容としては、平成19年11月30日以前に製造された無線設備については、引き続き平成29年11月30日まで変更許可及び新免許が受けられるという形に改めたい。

なお、船舶レーダーについては、必要な数の型式検定を全部消化し切れない状況にあるということで、これについては、平成24年11月30日までに製造された無線設備について、平成29年11月30日まで、新たな免許並びに変更許可が可能となるという形にしたい。これに伴い、現在、平成19年11月30日で効力が切れることになっている型式検定の合格の効力についても、平成29年11月30日まで効力が有効になるという形で延長したい。

(6) その他

伝搬障害防止区域の指定及び広帯域移動無線アクセスシステムの免許方針案の2点について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)